

鳥取県立中央病院シミュレーションセンター利用規程

この規程は鳥取県中央病院シミュレーションセンター利用要綱（以下「利用要綱」という。）第13条の規定に基づき、鳥取県立中央病院シミュレーションセンター（以下「センター」という。）の施設及び資機材の利用にあたっての手続き等について定めるものとする。

（予約状況の確認）

- 第1条 利用要綱第2条第一号に規定する者が利用要綱第4条第2項に定めるセンター利用申請書を提出する場合は、事前にセンターの予約状況を院内ポータルサイトで確認すること。
- 2 前項に掲げる者以外が利用要綱第4条第2項に定めるセンター利用申請書を提出する場合は、事前にセンターの予約状況をセンター長に電話により確認すること。

（鍵の受渡）

- 第2条 利用者は、鳥取県立中央病院事務局総務課でセンターの鍵を借用し開錠し、利用後は施錠し同課へ返却すること。借用及び返却時には貸出簿に記載すること。

（利用開始の連絡）

- 第3条 利用要綱第2条第三号又は第四号の規定に該当する者が利用要綱第3条第三号又は第四号に該当し、センターの利用を開始するときはセンター長に電話でその旨を連絡すること。

（資機材の確認）

- 第4条 利用者は使用許可を受けた資機材を適切に利用するとともに、利用前後に設備資機材使用チェックリストを記載し、署名すること。

（清掃等）

- 第1条 資機材の清掃はセンターに備付けの除菌洗浄剤を用い、清掃し、収納すること。
- 2 シーツ類は女性当直室前のランドリーワゴンに入れ、新しいシーツに交換することとし、シーツ類を破る等毀損した場合は、ワゴンに入れず、ポリ袋に入れ後刻センター長に報告すること。
- 3 医療材料の分別は次のとおりとする。
- 一 医療廃棄物（マスク、手袋、注射器等）は、備付けの医療廃棄ボックスと針捨てボックスに廃棄すること。
 - 二 医療廃棄物以外は、可燃物、不燃物、プラスチック、小型破碎ゴミに分別し備付けの

ゴミ箱に廃棄すること。

三 使用不能の資機材や破損した資機材には使用不能のシールを貼付すること。

(終了の報告)

第5条 利用要綱第2条第三号又は第四号の規定に該当する者が利用要綱第3条第三号又は第四号に該当しセンターの利用を終了したときはセンター長に電話でその旨を連絡し、設備資機材使用チェックリストを提出すること。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。